

令和6年 第2回甲良町教育委員会本会議議事録

令和6年5月29日（水）、甲良町公民館において、令和6年 第2回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

青山教育長、日下和子委員、藤真照委員、新家美静委員

2. 委員以外の出席者は、次のとおり

橋本学校教育課長、大山社会教育課長、吉岡子育て支援センター長
堀口甲良東こども園長、清水甲良西こども園長、高橋図書館長
山崎教育総務課主幹

3. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件名
日程第1		令和6年第1回会議録承認の件（尾崎委員）
日程第2		議事録署名委員の指名（藤委員）
日程第3		教育長報告
日程第4	承認第7号	甲良町教育支援教室設置要綱の制定につき、承認を求めることについて
日程第5	承認第8号	甲良町子どもの学力向上支援及び保護者支援事業実施要綱の制定につき、承認を求めることについて
日程第6	承認第9号	甲良町教育委員会公印規程の一部を改正することにつき、承認を求めることについて
日程第7	承認第10号	令和6年度甲良町学校・園教育および社会教育ならびに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき、承認を求めることについて
日程第8	承認第11号	甲良町就学支援委員会委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第9	承認第12号	甲良町人権問題啓発指導員の任命につき、承認を求めることについて
日程第10	承認第13号	学校運営協議会委員の任命につき、承認を求めることについて

日程第 11	承認第 14 号	甲良町立図書館図書館協議会委員の委嘱につき、承認を求めることについて
日程第 12	承認第 15 号	甲良町公民館職員の任命につき、承認を求めることについて
日程第 13	認定第 1 号	令和 6 年度要保護および準要保護児童生徒の認定を求めることについて

○青山教育長 それでは、定刻の時間になりましたので、ただいまから令和 6 年第 2 回教育委員会本会議を始めます。

まず初めに、日程第 1 令和 6 年第 1 回の会議録の承認の件ですが、尾崎委員さんをお願いするところですが、ちょっと欠席ですので、課長の方で報告をお願いします。

○橋本学校教育課長 本日は尾崎委員が欠席ですので、尾崎委員の方から正確に記載されておりましたということのご報告を聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○青山教育長 ありがとうございます。

続きまして、日程第 2 会議録署名委員の指名として、藤委員さん、お願いします。

○藤委員 はい、承知しました。

○青山教育長 それでは、日程第 3 教育長報告をさせていただきます。

昨年度 2 月に、6 年度 1 回目もやらせていただいた以降の話をさせていただきたいと思うんですけども、まず、卒業、卒園式で教育者の方にもご出席いただいたと思います。ありがとうございます。3 月 12 日には甲良中学校の卒業式、56 名が卒業しました。3 月 19 日には東西の小学校の卒業式でした。東小学校は 36 名、西小学校は 26 名が巣立っていきました。3 月 22 日はこども園の卒園式がありました。年長さんで東こども園が 19 名、西こども園が 21 名が卒園しました。

中学校を卒業した生徒の進路なんですけども、56 名のうち、進学せずにアルバイトという形で就職ということが 1 名おりました。それから、もう 1 人は大阪のコリア国際学園という外国籍の子なんですけども、1 名は進学した。あとの 54 名については、県内の高校へ進学しました。54 名中 53 名が県立高校、1 名が私立の高校という形で進学をしました。

あと、町内の小中学校の令和 5 年度末の県費の教職員の人事異動も末にありました。4 月 1 日に着任式で顔を合わせていただきましたが、ありがとうございます。大きくはこの異動は変わっていません、今年度については。

それから、小中学校の入学式ですが、4 月 8 日の午前中に小学校、午後

中学校をさせていただきました。東小学校の方には新入生が19名迎えました。全校児童は167名になりました。西小学校は転入生も含めて23名の新入生を迎えまして、全校児童が127名になりました。中学校は新入生56名を迎えまして、全校生徒は158名でスタートしました。

次に、教育委員会の方の動きを報告させていただきます。先ほども少し総合会議の中で話させてもらったこともありますけど、まず3点あるんですが、1つ目は甲良町子育てひろばの事です。名前を今言いましたような甲良町子育てひろばという名称にさせてもらって、先日プロポーザルを行いまして、委託業者が決定しました。委託業者はトライグループです。トライグループさんは大手の特に学習塾やいろんな教育の携わっておられる会社ですけども、そこに業務委託という形を決めました。今後、先ほど言いましたように、6月の3日に小学校とこども園の方をトライさんにも見ていただいて、子どもさんの様子を見ていただくということをして、どういうことが子どもたちに有効なのかというプログラムを組んでいただく材料にしたいと思っています。

事業の開始については7月の中旬あたりかなということを考えています。全保護者が、また、子どもが参加してくれることを願っているんですけども、大体4歳、5歳で、小1がそれぞれ東、西学区それぞれ20名ずつ、大体、東60名、西60名、120名の子どもたちを対象に行いますので、全員というのはなかなか難しいかもしれませんが、1人でも多くの方が、子どもたちがこの事業に参加してもらいたいなと思っています。この事業の参加費用は一切取りません。全部町で負担していきます。

それから、2つ目です。2つ目は中学校の部活動指導者移行です。教育委員会の方で学校教育課を担当課として令和8年度、あと2年後なんですけど、本格実施に向けるということで今は模索しています。3月にアンケートをさせていただきました。これ、対象者は小学校の4年生から中学2年生の児童・生徒とその保護者です。地域移行には賛成であるという方が多く、ただし、地域の方だけに任すのはちょっと心配だと。教員、学校の先生、中学校の先生にも関わってほしいなという意見が多かったです。

あと、合同チーム、甲良中だけでなしに、近隣の中学校とも合同で部活をしていくということも賛成であるという方が多かったです。ただ、不安として持っておられるのは、近隣中学と合同した場合の練習会場までの移動手段、それをどうしたらいいかと。やっぱり保護者は行かなあかんのかと、どうしたらいいのやということでも不安を持っておられる内容のコメントがありました。

私も甲良町だけで考えてもいいんですが、なかなか難しい。そういう地域の方にお問い合わせするような方がおられるかどうか分かりませんので、できたら、

郡内。豊郷町、多賀町も含めた形で、3町で合同で部活の移行というのは考えられないかなということ、今、3町で話を進めています。ただ、クラブ、スポーツ少年団が盛んな豊郷のサッカーとか、剣道あたりについては、もう既に中学生も入れて活動をするという方向で決められている競技もありますので、ちょっと今、全てがうまくいくか分かりませんが、ちょっと話は進めていきたいと思っています。

ただ、町内だけでやっていくなら、どうしようかなということ、まず、中学校の教員の意向調査を行いました。今、甲良中学校には11の部活がありますが、その部活のうち5競技、5つの部については今顧問している先生がそのまま指導したいという意向を持っておられます。教員だけであきませんので、地域の方にも話を聞くということで、今5月に広報で地域指導者の発掘ということで募集をかけています。今のところ2名手を挙げていただいているんですけども、1名は野球が中心の方です。もう1名の方は女性の方で、華道、花ですね、華道をやってもいいよと。文化部になりますけども、いう方が1人おられまして、今のところ2名の方が手を挙げていただいているという状況です。具体的にはまだ決まっていませんので、今後また犬上3町の担当で協議を続けていきたいというふうに考えています。

それから、3つ目は、これも先ほども話をしましたPTAです。各校へのPTAの加入については任意であるということで、PTA総会や役員会で保護者の皆さんに周知したところですけども、先ほども言いましたように、各自治会の役員さん、区長さん、分館長さん、こうらスマイルネットの常任委員さんの方にもPTAの今後の在り方について話をさせていただいたんですが、かなり自治会の役員さんの方が戸惑っておられるように思います。

これまでは小学校、中学校のPTAの役員がそのまま各自治会の小P、中Pの支部長、副支部長として、各団体の役員として字の行事に位置づけられていたということがありますので、それがなくなってしまうということで、ちょっと戸惑うというか、どうしたらいいかなというふうなことを思っておられる区長さん、分館さんがおられます。ただ、私どもとしては、その会の中で学校とは別に、自治会ごとに保護者会というのを組織していただいた方がいいですよということには言わせていただいたんですけども、じゃ、どうしてやねんということで、少しこれからの自治会運営、行事のやり方についてちょっと困惑されていることもあるかと思いますが。いろんな自治会さんから問合せも来るかなと思うので、教育委員会としては丁寧な対応をしていきたいというふうに思っています。

私の方の教育長報告は以上です。何か委員さんの方から質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

よろしいですか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、日程第4に移らせていただきます。承認第7号について事務局の方から説明をお願いします。

○橋本学校教育課長 承認第7号、甲良町教育支援教育施設要綱の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町教育支援教室設置要綱の制定につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものです。

その内容については、子育て支援センター長から説明をいただきます。

○吉岡子育て支援センター長 子育て支援センターの吉岡です。よろしくお願ひします。

今まで、子育て支援センターでは、不登校や不登校ぎみの子に対して適応指導教室なごみという形で支援をしていたんですけども、この要綱が制定されていなかったもので、支援根拠が不明確であったので、今回改めて制定させていただくものです。適応指導教室という言葉を使っていないのはなぜかといいますと、文部科学省の方に適応指導、つまり、学校とかに適応させるための指導をすると。この言葉はどうなのという意見が寄せられています。ですので、教育支援センターという言葉なるべく推奨して使ってくださいというふうになっているんですが、甲良町は今までの経過も含めて教育支援教室という名前でさせていただきたいと思います。この要綱を制定したことによって、この教育支援教室は教育委員会が運営する公的機関という明確な位置づけになることで、フリースクールとの違いを明確化できることともなりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等がありましたら、お願ひいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第7号につきまして承認をいただける方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第7号は承認されました。

続いて、日程第5 承認第8号について事務局から説明をお願いします。

○橋本学校教育課長 承認第8号、甲良町子どもの学力向上支援及び保護者支援事業実施要綱の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町子どもの学力向上支援及び保護者支援事業実施要綱の制定につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により、承認を求めるものです。

次のページをお願いします。

○青山教育長 これ、差し替えやな。

○橋本学校教育課長 そうですね。

○青山教育長 別紙ね、差し替えのやつがあるんですが、プリント1枚。すみません。第1条のところにちょっと名称を書くのを忘れていたので。名称が入ったやつがありますか。赤いやつです。それを差し替えていただきたいんです。

○橋本学校教育課長 差し替えの資料の方に載っていますが、本年度新規事業、甲良町子どもの学力向上支援及び保護者支援事業の業務委託がプロポーザル方式で決定いたしました。その事業を行う上での実施要綱となります。

第1条については、目的ということで、未就学児童及び小学校1年生の対象となっている事業で、学習意欲の向上や学力向上と保護者支援を目的としたものでございます。

第2条は対象者ということでなっております。甲良町に住民登録があり、4歳から5歳までの未就学児及び小学校1年生が対象となります。そして、その保護者となっております。

第3条は内容ということで、子どもの学力向上支援と保護者支援事業が載っております。

第4条は実施場所と実施日程が載っております。

裏面をご覧ください。第5条は参加の申込みについてです。

第6条については参加費用。

第7条についてはその他となっております。

この要綱は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用いたします。よろしく願いいたします。

○青山教育長 今、説明が終わりました。

承認第8号の件につきまして、何かご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

○新家委員 これ、20名とか何か入れた方がいいですね。

○青山教育長 そう、そう、そう。

○新家委員 これ、20名で大体いけるんですね。全員が申し込まはったり。

○青山教育長 今思っているのは、大体5人のグループ、4つと
思っているんですよ、1学年で。そんだけの指導者は確保してもら
えるので、トライの方で。一応、場所もセンターがありますので。
センターの方も今度6月3日の日に両センターもトライさんを案内
します。そこで部屋も確認してもらいますので、トライの方には5
名のグループ4つを各学年用意しろということは言うてますので。

○新家委員 でも、子どもたちの数が各学年20名以下なんですか、今。

○青山教育長 今、20名以下もありますし、21名もあります。大
体20名なんです。ただね、対象となる子は甲良町在住なので、う
ちに来ていない数名、何人かはうちに来ていない子もいるかもし
れませんが、その子たちには郵送で案内を送らせてもらうというふ
うに思っています。

ほか、どうですか。委員さんの方で何か。

もし、これが立ち上がって、土曜日のことなので、なかなか難
しいですけど、もし見学に行っていくのも可能なので、また紹介
というか、案内させていただきますわ。多分7月の第3週ぐらい
から始められるかなという気はしているんですけども。保護者へ
の説明会とこの紙面が行きますので。

○日下委員 すみません、トライさんの方に委託ということでしたら、
全面的な、例えば指導案であるとかそういう、例えばこの子が来
てないよとか、何かいろいろ出欠を取ったりとか、連絡を取ったり
とかというようなことは、トライさんの方が全部してくれはると
いうようなことになるのか。

○青山教育長 そうです。全部トライがやります。それで、トライ
は、この前ちょっとしゃべっていたら、彦根の駅前に彦根校という
のを設置するんですわ、部屋を。ここにいる方を統括責任者とし
て、こっちは現地の方にも代表の方1名と、あと指導員という形
でやって、それで、何かいうたら、このSNSの方で何かこう、ア
プリを入れて、それで出欠確認できるようなことをやっているらし
いんです、トライの方は。これをやっていくということ聞いていま
すので、全て出欠の確認もプログラムも指導案も全部トライがや
ってくれます。かなり全国的な組織ですので、グループですので、
いろんなところでこういうこともやっているみたいなので、ノウハ
ウを持っているみたいですよ。

○藤委員 この保護者支援事業もやるんですか。

○青山教育長 はい。あわせて、子どもが1時間、9時から1時
間、例えば3、4歳の子が来ていると。その保護者に残ってもら
って、別の部屋で保護

者と、さっきちょっと話しましたように、語る会、保護者同士で子どもを語る会とか、または保護者への公式の子育ての悩み相談とか、また、親子で活動するような運動教室とかというのを入れていきますので、いろんな盛りだくさんに。そういうの全部1年間の年間計画をトライに出していただいて、提示して、参加してもらおうと思っています。ただ、保護者の方が一番困るのは子どもだけ置いて自分は帰られるというのが一番困るので、そこだけちょっと何とか親に残ってもらって、参加してもらおうように声かけしたいなというふうに思っています。

以前、アンケートを取らせてもらったときに、保護者の一番今危惧している、特に就学前の今こども園に行っている親の悩みの中に、将来の学力というのがあるんですよ、やっぱり。それと、あと費用、学費。どれだけかかるという。そんなのがかなり多かったです。学力についてはやっぱり小学校は小学校なり、中学校は中学校なりについていくんやけども、その土台がないと、私はつかないなと思っているので、その土台をつくりたいなということで今、この4歳、5歳、小1というのでちょっと考えてはいるんですけども。

もし今後、これが何年かこう、2年、3年やっていった中で、もうちょっと学年を広げたらどうか、そういう声も出てきたらありがたいんだけども、広げていこなという思いはしています。もう小学校の高学年とか、中学校になってくると、勝手に塾へ行ってくれたらいいので、ということも思っている。私の思いはそういう思いをしていく、町でちょっと始めようかなという思いです。また始まりましたら、進捗状況をまたどこかで話させていただきますわ。

よろしいですか、そしたら。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 すみません。

それでは、承認第8号について、賛成をいただける方は挙手お願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認されました。

続いて、日程第6 承認第9号について事務局、お願いします。

○橋本学校教育課長 承認第9号、甲良町教育委員会公印規程の一部を改正することにつき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町教育委員会公印規程の一部を改正することにつき承認を求めることについて、教育長による事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものです。

その内容については社会教育課長から説明をいたします。

○**大山社会教育課長** ご苦労さまです。社会教育課の大山です。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、次のページをお願いします。甲良町教育委員会公印規程の一部を改正するものであります。改正理由といたしましては、公印規程を現状に合わせるための改正になります。

それでは、次のページの新旧対照表をお願いします。表の右側が現行の規程で、左側が改正後案の規程となります。

まず、第3条第1項及び第2項ただし書並びに第4条並びに別表中の下線の部分ですが、「学校教育」を「教育総務」に改める。

次のページをお願いします。それでは、次のページの新旧対照表をお願いします。次に、別表中の「学校給食」を、下線の部分です、「子育て支援」に改め、管理者の「給食」を「支援」に、その下の段です、印影の別表の記載のとおり改める。

次に、その下になります。別表中名称の東幼稚園の「幼稚」を「こども」に、下の段です、大きさを「18」から「21」に、印影を別表の記載のとおり改める。

次に、下の段になります。名称の西幼稚園の「幼稚」を「こども」に、大きさを「18」を「21」に、印影を別表の記載のとおり改める。

附則として、この規程は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

以上です。よろしくをお願いします。

○**青山教育長** 説明が終わりましたので、何か委員さんの方からご意見、ご質問がありましたら、お願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○**青山教育長** それでは、承認第9号につきまして、承認をいただけた方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○**青山教育長** ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第9号は承認されました。

続いて、日程第7 承認第10号について事務局より説明をお願いします。

○**橋本学校教育課長** 承認第10号、令和6年度甲良町学校園教育及び社会教育並びに人権教育等に関する一般方針を定めることにつき承認を求めるこ

とについて。

上記の議案を提出する。

令和6年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

令和6年度甲良町学校園教育及び社会教育並びに人権教育等に関する一般方針を定めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定により承認を求めるものです。

別冊の令和6年度教育方針をお願いいたします。内容については、担当ごとに報告をさせていただきます。

昨年度からの変更部分については、赤字で書かせていただいております。質問については後ほど一括してお願いしたいと思いますので、順次ご報告いたします。

まず、表紙を1枚めくっていただいて、目次です。

次のページをお願いします。1ページです。甲良町の教育目標については変更はございません。

続いて、2ページをご覧ください。甲良町学校園教育方針についてです。

1、教育方針について。赤字のところがございますが、昨年度まではこの甲良町教育改革検討委員会の組織を立ち上げる段階でしたので、そのような文言になっていましたが、昨年度中に立ち上がりましたので、組織としてこの中で進めていくという形で文言を変えさせていただきます。

2、推進の基本。(1)について。基礎基本の徹底を図り、一人一人の主体的に学ぶ、学びに向かう力を高め、たくましく生きる力の育成をめざす教育の推進。2、心豊かでたくましい子どもを育てる学校園づくりの推進。3、人間の尊厳を基本とする人権教育の推進。4、心に響く生徒指導と郷土愛を育成する教育の推進。以上については、変更はございません。

5、運動に親しみ、心身ともに健康な子どもを育成する教育の推進については、一番下のところに、中学校の部活動の在り方について赤字で記載されております。昨年度までは町の中での協議・検討を進めますという形の文章でしたが、今年度は近隣の町との協力をしながらというところですので、この部分を入れさせていただきます。

6、信頼される学校園づくりの推進。

7、保育士、教職員の教師力を高める研修の充実については変更ございません。

3、推進の重点ということで、(1)たくましく生きる力を育む創意ある教育課程の推進。(2)一人一人のよさや可能性を伸ばす学習指と自立して生きていく力を育む進路指導の充実については、変更ございません。

(3) 正しい情報モラルの育成を図る情報教育の推進と図書活用能力の育成。こちらについては④を追記しております。こちらについては本年度学校図書館司書を今公募で募集しているところですので、配置でき次第、そのことについての読書活動等の推進を努めていくということで文章を記載させていただきます。

(4) 家庭及び地域社会と連携した子ども、こども園、小中学校での系統的な人権教育の推進。(5) 豊かな人間性を育む体験的な学習の重視。(6) 豊かな心を育む道德教育の推進。(7) 共感的人間関係の育成をめざす生徒指導の推進。(8) 自立と共生をめざす特別支援教育の充実。(9) 健康や体力の向上と安心安全対策の推進。(10) 子育てに関わるあらゆる連携を重視した就学前教育の推進。(11) 郷土に生きる文化と環境教育の推進。(12) 地域力向上と学校教育力向上の推進。(13) 学校園施設設備等の整備等を充実。(14) ICT教育情報通信教育の推進等については変更等ございません。

○大山社会教育課長 すみません。続きまして8ページ以降の甲良町社会教育方針、人権教育方針、社会体育方針について説明の方をさせていただきます。内容については昨年と大きくは変わっておりませんが、昨年と変更のあった箇所についてご説明の方をさせていただきます。

まず、社会教育方針から順にご説明の方をさせていただきます。

それでは、資料の10ページをお願いします。3番の活動内容(1)青少年育成事業に、令和3年度まで実施していましたがせせらぎ探検隊の事業を今回追加の方をしています。①の地域教育活性化事業。事業名がせせらぎ探検隊。実施主体が町教委で、趣旨、内容といたしましては、小学校3、4、5、6年生の希望者を対象に、思い出に残る事業を計画し、甲良に愛着と誇りが持てる子どもの育成をめざす。

次に、②の青少年を育てる環境づくり推進事業の中段の少年少女花いっぱい運動の下段になります。こちらの文言の方を変更しています。今までは春と秋の花壇コンクール。括弧で5月中旬、10初旬としていましたが、この秋花壇より花壇コンクールの方が任意の参加となったことによりまして、春と秋花壇と、今回文言の修正の方をさせていただきました。

次に、11ページをお願いします。下段一番下の(3)の成人教育推進事業の表中の20歳を祝う集いの「20歳」を数字から漢字の方に修正しております。また、その下の各種講座研修会の開催、趣味教養講座の下になります※印の自主運営のところ、今回、朗読教室の方を削除しています。

次に、14ページをお願いします。14ページからの人権教育方式につきましては、今回修正箇所の方はございません。

次に、資料の20ページをお願いします。資料20ページで社会体育方針につきましましては次のページ、次の21ページの①の町スポーツ大会関係事業。次のページ22ページの②の郡スポーツ関係事業計画、そちらの方に昨年までは開催日の方を記載しておりましたが、今年度はそちらの開催日の方を削除させていただいております。

以上となります。

○高橋図書館長 続きまして、甲良町立図書館の方針についてご説明をします。

23ページをご覧ください。1の運営基本方針、2の推進の基本とも変更はございません。基本を押さえながら活動してまいります。図書館の基本としまして、町民全体に生涯教育を支援し、図書資料や情報の収集、整理、閲覧、貸出し、保存等の充実に努めてまいります。また、図書館利用弱者、児童、高齢者等に対するサービス推進に向けた体制の構築に努めてまいります。

2の推進の基本は以下のとおりとさせていただきます。24ページをご覧ください。こちらは活動内容になっております。赤字につきましましては、文言の整理とさせていただきます。図書館活動の推進としまして、コロナ禍で休止しておりました映画会を再開してまいります。諸行事のところになります。そのほかブックスタート、ブックスタートフォロー、こちらは2歳半、そして、3歳児の絵本プレゼント事業を推進してまいります。ブックスタートに関しましては、お渡しする絵本は2冊なんですけれども、今年度見直しを行ってございまして、人気のあります『ぺんぎんたいそう』という絵本、そして、『まるまる』という絵本をお渡ししてまいります。引き続き、甲良2小学校移動図書館の上、学校図書室利用の推進のサポート、そして、ヤングアダルトコーナーを充実させてまいります。

ホームページの見直し、改善というところは、地域資料のアーカイブをホームページで見れるようにしていきたいということを考えております。

読書バリアフリー法に配慮したサービスの推進を行ってまいります。

そして、図書資料の充実、計画の推進というところで、今年度は策定年度ではないので、推進ということで文言を変更させていただきます。

以上です。

○清水西こども園長 失礼いたします。

続きまして、25ページ、東西こども園の報告をさせていただきたいと思っております。本東西こども園は、昨年認定こども園としてスタートしました。基本方針にも掲げてありますけれども、将来社会に求められる人材育成をめざし、子どもたちが様々な人や物との関わりを通し、多様な経験を積み上げ、心身ともに健全に成長することを目的とし、教育及び保育の充実に努めてい

きたいと思っております。

また、2の教育及び保育目標とめざす子ども像については、紙面のとおりでございます。

大きな3番につきまして具体的方策といたしまして、11項目を挙げさせていただいておりますけれども、今年度東西こども園では、2番の重要課題となっている学力向上をめざして教育保育環境についての学びを深めていくため、講師の先生を同じ講師の先生を招いて、東西で交流を行いながら研究を進めていきたいと思っております。その中で、子どもたちの主体性と子どもと保育者の共主体についても研修を深めて、今後活かしていけたらなというふうに考えております。

また、5番目に挙げております、基本的な生活習慣についても、以前より課題とされていた早寝早起き朝ご飯についての取組も本年度強化していきたいなというふうに思っています。

その次に、9番目に挙げております地域や家庭、小学校、支援センター等の関係機関との連携を図りながら地域の子育て拠点となるように、園庭開放であったり、いろいろな計画等を計画しながら今後取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、東西こども園職員として人権感覚を高め、一人一人に応じた適切な支援、合理的配慮が行えるように努力をし、保育向上をめざしていきたいと考えております。

以上です。

○吉岡子育て支援センター長 続きまして、子育て支援センターを説明させていただきます。

前年度と大きく変わったところはありませんが、28ページをお願いいたします。先ほども説明させていただきましたが、すみません、ここ、「教育支援センター」となっていますが、「教育支援教室」に修正をお願いします。4月1日で教育支援センターでいこうかなと思っていたんですけども、やっぱりこれまでの経過も支援教室の方がいいだろうというところだったので、教育支援教室としてなごみを改めて稼働させています。先ほども説明させていただきましたが、フリースクールとの違いをすごく明確にして行えるというところがすごく大きくなるなというふうに思っています。

支援センターからは以上です。

○青山教育長 説明は以上ですね。

承認第10号につきまして、今、説明が終わりました。何かご意見、ご質問等ありましたら、取るようにします。ちょっと時間を取りましようか。委員さんの方で何かご質問、ご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第10号につきまして、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手がいきましたので、承認第10号は承認されました。

続いて、日程第8に移ります。承認第11号について説明をお願いします。

○橋本学校教育課長 承認第11号、甲良町就学支援委員会委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町就学支援委員会委員の委嘱について、甲良町就学支援委員会規則第4条の規定により承認を求めるものです。

次のページをお願いいたします。就学支援委員会の委員の任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間です。本年度変更された委員につきましては、学校、行政関係の異動者となっておりますので、人事異動等で異動となっておりますので、ナンバー13番、甲良養護学校、ナンバー15番、甲良東小学校、ナンバー16番、甲良西小学校、ナンバー19番、保健福祉課。以上4名の方が今年度変更となっております。

以上です。

○青山教育長 それでは、今、承認第11号につきまして説明がありました。何かご意見、ご質問等がありますか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第11号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第11号は承認されました。

続いて、日程第9 承認第12号について事務局からお願いします。

○橋本学校教育課長 承認第12号、甲良町人権問題啓発指導員の任命につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町人権問題啓発指導員の任命について、甲良町人権問題啓発指導員設

置に関する規則第3条の規定により承認を求めるものです。

内容については、社会教育課長から説明いたします。

○大山社会教育課長 それでは、すみません、1枚おめくりください。甲良町人権問題啓発指導員。任期につきましては、令和7年3月31日となっておりますが、今回、7番と8番と12番の方が変更となっております。変更の理由としましては、人事異動に伴う変更となります。

以上です。

○青山教育長 承認第12号につきまして、今、説明がありました。何か委員さんの方からご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第12号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手を得ましたので、承認第12号は承認されました。

続いて、日程第10 承認第13号について事務局、お願いします。

○橋本学校教育課長 承認第13号、甲良町立学校運営協議会協議会委員の任命につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立学校運営協議会委員の任命について、甲良町立学校運営協議会設置規則第8条の規定により承認を求めるものです。

次のページをお願いいたします。学校運営協議会委員の任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間となっております。甲良東小学校については委員の変更はございません。甲良西小学校につきましては岡田さん、西川さんが今年度からとなっております。甲良中学校につきましては今年度より1名増えまして、西堀さんの方が委員として挙がってきております。

以上です。

○青山教育長 それでは、承認第13号について説明が終わりました。何かご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第13号につきまして、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第13号は承認されました。

続いて、日程第11 承認第14号について事務局、お願いします。

○橋本学校教育課長 承認第14号、甲良町立図書館協議会委員の委嘱につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立図書館協議会委員の委嘱について、教育長に対する事務委任規則第1条、第14号の規定により承認を求めるものです。

内容については、社会教育課長から説明いたします。

○大山社会教育課長 すみません、それでは、次のページをお願いします。任期につきましては令和7年の3月31日となっておりますが、今回、7番の方が変更となっております。変更の理由としては、人事異動に伴う変更となります。

以上です。

○青山教育長 承認第14号について、今、説明がありました。何か委員さんの方からご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第14号について承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第14号は承認されました。

続いて、日程第12 承認第15号について説明をお願いします。

○橋本学校教育課長 承認第15号、甲良町公民館職員及び図書館長の任命につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町公民館職員、次、追加をお願いします。及び図書館長の任命につき承認を求めることについて、社会教育法第28条並びに、教育長に対する事務委任規則第1条、第8号の規定により承認を求めるものです。

内容については、社会教育課長から説明いたします。

○大山社会教育課長 それでは、すみません。下の表をご覧ください。公民館長に大山一弥、課長補佐、藤井千恵、主事、大野太伊志、主任、谷祐介、会計年度任用職員として河寫誠治の5名を公民館職員として、図書館長を高

橋直子として承認を求めるものです。よろしくお願ひします。

○青山教育長 承認第15号につきまして説明が終わりました。ご意見、ご質問等ありましたら、お願ひします。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第15号について承認をいただける方は挙手をお願ひします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第15号は承認されました。

続いて、日程第13 認定第1号について事務局、お願ひします。

○橋本学校教育課長 認定第1号、令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年5月29日。

甲良町教育委員会教育長。

令和6年度の要保護及び準要保護児童生徒は別紙のとおりであるので、認定を求めるものです。

名簿の方をご覧ください。個人情報観点から。

○青山教育長 名簿は別紙に向いていますかね。

○橋本学校教育課長 個人情報の観点から、本会議後、名簿の方は回収させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、甲良東小学校です。準要保護児童が13名です。

次のページをお願ひします。甲良西小学校です。準要保護児童が8名です。

次のページをお願ひします。甲良中学校です。準要保護生徒が14名です。

次のページは、区域外の小学生になります。準要保護児童が2名です。

最後のページです。区域外の中学生については1名の準要保護生徒となっております。

以上です。

○青山教育長 認定第1号について、今、説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、認定第1号について、認定いただける方は挙手をお願ひします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、認定されました。

一応ここで教育本会議の議事日程は全て終了しましたが、何か委員さんの方から今までの件について何かありましたら、お願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 そしたら、事務局の方から何かありますか。よろしいか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 そしたら、以上をもちまして本日の教育本会議は終了させていただきます。ありがとうございました。